

## 19世紀日本における国際法講師陣のレジューメ：外国人講師から日本人講師へ

韓，相熙  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/7402513>

---

出版情報：法政研究. 92 (3), pp.95-120, 2025-12-16. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 19 世紀日本における国際法講師陣のレジュメ

## ——外国人講師から日本人講師へ——

韓 相 熙

- 一、はじめに
- 二、外国人講師
  - (一) 外国人講師（前期）
  - (二) 外国人講師（後期）
  - (三) 小結
- 三、日本人講師
  - (一) 留学派
  - (二) 外務省派
  - (三) 国内派
  - (四) 小結
- 四、おわりに

### 一、はじめに

1871年、明治政府は高等教育・法学教育の基盤を整備するため、文部省（5月）と司法省（11月）を設立した。そして、文部省は大学南校に法学部を置き、司法省は明法寮を開校した。1880年代に入ると、専修大学（1880）など私立法律学校の認可も始まり、陸軍は陸軍大学校（1882）を、海軍は海軍大学校（1888）を設立した。以上により、1880年代末までには、官立・私立・軍の教育機関を中心に、法学教育の基盤が整った。

これらの教育機関における法学講義には、国際法も含まれていた。では、国際法の講義は「誰」によって行われていたのであろうか。この問いに対する最初のま<sup>(1)</sup>と

まった記述は、横田の論文である。その論文で、横田は以下のように述べている。

「このころまで、東京帝国大学又はその前身である開成学校における国際法の講義は、一般に法律の講義がさうであったやうに、外国人によって行はれていた。日本人で国際法の講義をしたのは明治十六年における栗塚省吾がはじめてのやうである。それから明治二十八年に至るまでに、国際法の講義をした人としては、鳩山和夫、末岡精一、斯波淳六郎、松方幸次郎、秋月左都夫、清水市太郎、本野一郎がある。(中略) 東京帝国大学で特に国際法の教授として講義したのは明治二十八年九月における寺尾亨がはじめてである。<sup>(2)</sup>」

この説明から、国際法講義の担当が、外国人講師から日本人講師を経て、専攻国際法学者へ変わっていく様子が見て取れる。横田の説明は、その後、信夫、<sup>(3)</sup>高野、<sup>(4)</sup>筒井・広部、<sup>(5)</sup>一又<sup>(6)</sup>などによって受け継がれ、<sup>(7)</sup>定説となった。

しかし、これは「東大」<sup>(8)</sup>だけの話である。司法省の教育機関、私立法律学校、軍の教育機関については説明されておらず、各講師の履歴も紹介されていない。従っ

(1) 主な先行研究としては次を参照。横田喜三郎「わが国における国際法の研究」(東京帝国大学編『東京帝国大学学術大観 法学部・経済学部』(同・1942)所収)235-248頁;信夫淳平「我国に於ける戦時国際法の発達」(国際法外交雑誌 42・1・1943)1-21頁;Y. Takano, "International Law - Development of the Study in Japan", *The Japan Science Review: Law and Politics*, No. 4 (1953), pp. 1-16; 筒井若水・広部和也「学術100年史 国際法」(ジュリスト 400・1968)216-227頁;一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』(日本国際問題研究所・1973)。

(2) 横田・同上、237頁。

(3) 信夫・前掲注(1)、16-17頁。

(4) Takano, *supra* note 1, p. 2.

(5) 筒井・広部・前掲注(1)、217頁。

(6) 一又・前掲注(1)、43-45頁。

(7) 次の拙稿も講師陣について若干取り上げている。韓相熙「近代東アジアにおける国際法受容メカニズムの一面—ローレンスの『ハンドブック』(1885)を中心に」(法政研究 91・3・2024)275-299頁;同「近代日本におけるヨーロッパ国際法の翻訳(二・完)」(法政研究 92・2・2025)151-199頁。

(8) 「東京大学」の名称は、開成学校、大学、大学南校、(東京)開成学校、東京大学、帝国大学、東京帝国大学など頻繁に変わってきた。特に、史料の作成や刊行が何月なのか不明な場合、その時期にいずれの名称が該当するのか、判断が難しい。従って、本稿では、名称を特定する必要がない場合は、「東大」と表記する。また、「東大」の後に「専攻」を示していないものは、全て「法学」専攻である。そして、「講師の経歴」に関する参考文献は、各講師の「名前(生没年)」上の「脚注」に全て整理の上、記載している。

て、本稿の目的は、19世紀日本の官立・私立・軍の教育機関で国際法を講じていた外国人・日本人講師（以下、「講師陣」）をより全面的に調査し、その全体像を明らかにすることである。

以下では、外国人講師（二）、日本人講師（三）の順番で検討し、最後に結論（四）としてまとめることとする。<sup>(9)</sup>

## 二、外国人講師

外国人講師は、日本人講師の登場「以前」の講師（以下、「前期」の外国人講師）と、それ「以降」の講師（以下、「後期」の外国人講師）に分けられる。

### （一）外国人講師（前期）

横田は、前期の外国人講師の名前は言及していない。その実名を提示しているのは信夫である。信夫は以下のように述べている。

「東京大学時代に於ける国際法の講述者は、その『列国交際法』と称せし当時にありては、専ら米人グリフィス（William Elliot Griffis）で、国際法と改まってからのそれは、二ヶ年を通じ同じく米人のテリー（Henry Taylor Terry）であつた。」<sup>(10)</sup>

信夫は、グリフィス<sup>(11)</sup>（1843-1928）について、「元と宣教師で、明治三年に越前福井藩の英語教師に雇はれて来朝し、後に大学南校、引続いて開成学校に聘せられ、教壇の人としては言はば何でも屋で、開成学校創業当時には専ら化学を担当した人である。それが同時に国際法をも講じたのであるから、以て大凡の程度を推知するに足るであらう。」<sup>(12)</sup>という。また、テリー<sup>(13)</sup>（1847-1936）については、「エール大学の

（9） 当時の日本には、多数の小さな私立法律学校や塾があり、そこでも国際法が講じられていた。また、驚くべきごとに、一部の高等学校、中学校、小学校でも国際法が講じられている。これらの教育機関については、本稿では割愛し、別稿で取り上げることとする。

（10） 信夫・前掲注（1）、16頁。

（11） 山下英一『グリフィスと日本』（近代文藝社・1995）：W. E. Griffis, *The Mikado's Empire* (New York: Harper & Brothers, Publishers, 1877)。

（12） 信夫・前掲注（1）、16頁。

（13） 高柳賢三「ヘンリ・T・テリイ先生の追想」（同『米英の法律思潮』（海口書店・1948）所収）315-322頁：Yale University, "Henry Taylor Terry, B. A. 1869.", *Bulletin of Yale University*, No. 96 (1937), p. 10.

法科出身で、母校にて法学に教鞭を執りたる経歴を有し、又『法律原論』その他法学関係の一二の著書もあり、国際法の初歩を講ずるに必しも不適任ではなかったであらう<sup>(14)</sup>と述べている。

この信夫の記述によって、化学専門の何でも屋としてのグリフィスと、エール大学・法科出身の「ある程度」適任者としてのテリーのイメージができあがった。一又も信夫の記述をそのまま受け入れている<sup>(15)</sup>。しかし、信夫の記述には、以下の二つの疑問がある。

一つの疑問は、本当にグリフィスが「最初」の外国人講師だったのか、ということである。この疑問を持つ理由はいくつかあるが、何より、確実な直接証拠が提示されていないことが挙げられる。信夫の論文には出典がなく、一又は信夫の論文を引用している。宮永も、「グリフィスは、開成学校で化学と国際法を講義した<sup>(16)</sup>。」と述べているが、出典は示されていない。東大の関連史料にも、グリフィスの授業を分析した論文にも、グリフィスの国際法講義に関する内容は見当たらない。唯一の法学関連情報は、彼の日記（1874年3月11日）に、「Evening, 1<sup>st</sup> & 2<sup>nd</sup> Legal Classes Kai Sei Gakko（開成学校）at our house, refreshments etc.<sup>(17)</sup>」と書いてあることである。しかし、この「Legal Classes」が国際法の講義だったのかは、証拠がないので、断言できない。

一方、東大の関連史料によれば、最初の外国人講師は、グリフィスではなく、フルベッキである可能性すらある。例えば、当時の大学南校の文書には、「当分フルベッキを法律講師としカテルリー、ギリフヒス之両氏を理学講義師に当て<sup>(18)</sup>」と書いてある。つまり、グリフィスは「理学講義師」（ママ）であり、「法律講師」として任命されたのはフルベッキだったのである。

また、当時の外務省も、国際法に関しては、グリフィスよりはフルベッキに頼っ

(14) 信夫・前掲注（1）、16頁。テリーについては、『東大百年史』も言及している。東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史 一』（東京大学出版会・1986）15頁。

(15) 一又・前掲注（1）、44頁。

(16) 宮永孝「日本における初期の国際法にまつわる逸事」（社会志林 57-4・2011）375頁。

(17) 蔵原三雪「お雇い外国人教師W. E. グリフィスの教育活動—開成学校における授業を中心に」（関東教育学会紀要 14・1987）21-34頁。

(18) 蔵原三雪「The Griffis' Journal of Tokyo Years (1873/4/1-1874/9/17) (No. 2)」（武蔵丘短期大学紀要 13・2005）48頁。

(19) 東京帝国大学編『東京帝国大学五十年史 上冊』（同・1932）202頁。

ていた。例えば、グリフィスは、1870年、普仏戦争中、横浜港にドイツ軍艦ヘルサ号が逃げ込んできた際に、当時外務卿の岩倉具視が日本政府のとるべき態度をフルベッキに問うたところ、フルベッキがホイートンの国際法の本を持ち出して答えた、と語っている。<sup>(20)</sup>グリフィスも、「1 回に限って」、ホイートンや他の国際法著作の関連規定・先例の収集を頼まれたようであるが、これは簡単な調査のように見える。

実は、フルベッキ（G. H. F. Verbeck, 1830-1898）<sup>(22)</sup>は、明治初期の日本人に国際法を指導した人として知られている。彼はオランダ生まれのアメリカ宣教師であり、大学南校の教頭となるまでは主に長崎で活動していた。牧由郎は「あの頃、三年間、フルベッキは大隈、副島さん等の専任教師とってよい位だ」と語っていた。<sup>(23)</sup>また、副島は、フルベッキがくれた「漢訳の万国公法」を読んだと回想しており、<sup>(24)</sup>大隈も「三年間にアメリカの憲法、イギリスの憲法史、万国公法などを読了した。」<sup>(25)</sup>と述べている。「学校用の書籍」を注文した当時のフルベッキの書簡には、「ダナ編 ホイートン、国際公法 三冊」と「ウルゼーの国際公法 六冊」が含まれていた。<sup>(26)</sup>これらの書籍は、致遠館で行われていたフルベッキの講義のための教材だと推測されている。<sup>(27)</sup>そして、フルベッキの国際法講義について、「曾テフルベッキ氏ノ講義ヲ聴聞セル者アルヲ知り」<sup>(28)</sup>との記録もあり、最近の研究もそのように述べている。<sup>(29)</sup>

しかし、当時の専門教師雇用に関する文書（1871）によれば、「万国公法」の担当教師は「米人」ではなく、「英人」<sup>(30)</sup>となっている。グリフィスが大学南校で講義

(20) 山下・前掲注（11）、298頁。

(21) Griffis, *supra* note 11, p. 399.

(22) 井上篤夫『フルベッキ伝』（国書刊行会・2022）：高山道男編訳『フルベッキ書簡集』（森岡巖・1978）：中島耕二「フルベッキ博士の生涯と日本の近代化」（新長崎研究センター紀要創刊号・2022）175-193頁。

(23) 大隈侯八十五年史編纂会編『大隈侯八十五年史』（同・1926）125頁。

(24) 副島種臣君述「明治初年外交実歴談」（国際法雑誌 5・1902）91頁：宮永・前掲注（16）、422頁。

(25) 大隈侯八十五年史編纂会編・前掲注（23）、125頁。

(26) 高山・前掲注（22）、139頁。

(27) 大橋昭夫・平野日出雄『明治維新とあるお雇い外国人—フルベッキの生涯』（新人物往来社・1988）162頁。

(28) 武山真行「普仏戦争と我国の局外中立」（法學新報 88-7/8・1981）106頁。

(29) 中島・前掲注（22）、184頁。

(30) 『東大五十年史』・前掲注（19）、189頁。

を開始したのは1872年のことであり、何より、グリフィスもフルベッキも「米人」である以上、「英人」という要件とは噛み合わない。この「英人」には、英語を使う英米両国とも含まれる可能性も全くないわけではないが、断言はできない。

以上の情報を踏まえると、「最初」の外国人講師がグリフィスなのかフルベッキなのか、それともこの二人とは違う別の英人（イギリス人）なのかは未だ不明であり、今後さらなる精査が必要である。

もう一つの疑問は、他の外国人講師はいなかったのか、ということである。例えば、東大の史料（1875）では、「英国法律万国公法教授」の「ダブリュウ、イー、グリグズベ（英国人）」という名前が見られる<sup>(31)</sup>。これは、英人のグリグズビー（W. E. Grigsby, 1847-1899）<sup>(32)</sup>を指している。グリグズビーは、1874年来日し、東京開成学校において、国際法を含め、ほとんどの法学関連科目を一人で講じていたと言われている。彼は、ホイトン、ウールジー、ハラムの著作を教材として使っており、試験問題や授業内容の記録も残っている<sup>(33)</sup>。テリーが来日したのは1876年なので、誰が最初の外国人講師であっても、その講師とテリーの間には、グリグズビーが国際法を講じていたことになる。

一方、当時の東京には、東大以外にも、司法省の明法寮と司法省法学校があった。後者は、のちに東大の仏法科として統合される。英米法を重視した東大とは違って、明法寮・司法省法学校はフランス法を重視していた。法学講義を担当していたのは、ブスケ（G. H. Bousquet, 1846-1937）、ボアソナード（G. É. Boissonade de Fontarabie, 1825-1910）、アッペール（G. V. Appert, 1850-1934）<sup>(34)</sup>の3名の仏人である。3名ともパリ大学の法学部出身であり、ボアソナードとアッペールは法学博士号を取得していた。特にボアソナードは、教育研究の経験が豊かな学者であった。しかし、戦災により授業関連の史料が「湮滅」<sup>(35)</sup>したので、具体的な講義事情の把握が

(31) 東京開成学校編『東京開成学校一覧』（同・1875）46頁。

(32) 林智良「W. E. Grigsbyの学識と教育活動—日本最初の『ローマ法』講義担当者をめぐって」（阪大法学 63-3/4・2013）193-216頁。

(33) 『東大百年史』・前掲注（14）、11、20頁：櫻田嘉章「民法の効力に関するアンソロジー」（甲南法務研究13・2017）7頁。

(34) 明法寮・司法省法学校とこの3名については次を参照。手塚豊「司法省法学校小史（1）：統続・明治法制史料雑纂（四）」（法學研究 40-6・1967）54-84頁：同「司法省法学校小史（2）：統続・明治法制史料雑纂（五）」（法學研究 40-7・1967）57-100頁。

(35) 手塚（1）・同上、54頁。

難しい。先行研究によれば、国際法の講義は、明法寮にはなく、<sup>(36)</sup>1884年から司法省法学校に設けられている。但し、後述の通り、その講義の講師は、アッペールではなく、熊野敏三である可能性が高い。以上のように、この3名による国際法の講義はまだ確認されていないが、今後さらなる精査が必要である。

## （二）外国人講師（後期）

後期の外国人講師とは、日本人講師と同じ時期に国際法を講じた外国人講師である。代表的な例としては、パテルノストロ（伊）、ミヒャエリス（独）、ニッポルト（独）、ウィグモア（英）、チゾン（米）、ルヴォン（仏）が挙げられる。

まず、パテルノストロ（A. Paternostro, 1852-1899）<sup>(37)</sup>は、明治法律学校で国際法を講じた。同講義は、パテルノストロが仏語で講じ、本野一郎と安達峰一郎が通訳する形で行われた。講義録も出版されているが、詳細については拙稿で以前取り上げたため、本稿では割愛する。

独逸学協会学校専修科（以下、「専修科」）の最初の法学担当教員は全員ドイツ人であり、ドイツ語で教えた。専修科には、開学から国際法がすでに入っており、講義の担当者は、ミヒャエリスとニッポルトである。二人の講義に関する直接証拠はないが、様々な事情を踏まえると、この二人が国際法を講じたと見るのが合理的であると考えられる。

まず、ミヒャエリス（G. Michaelis, 1857-1936）<sup>(38)</sup>は、ライプツィヒ大学などで法学を学び、検察局で勤めていたが、青木周蔵公使（在独日本公使館）の尽力により、<sup>(40)</sup>専修科の教員として来日した。来日前、ミヒャエリスはゲッティンゲン大学で博士論文を提出しており（指導教員はイエーリング）、口述審査の際に、試験官の一人のフォン・バル教授の国際法著書を読むように勧められている。<sup>(41)</sup>専修科で彼が作

(36) 例えば、柳原正治「日本における近代ヨーロッパ国際法の受容—ボアソナードの果たした役割」（江藤淳一編『国際法学の諸相—到達点と展望（村瀬信也先生古希記念）』（信山社・2015）所収）56頁。

(37) 手塚（2）・前掲注（34）、86-87頁。

(38) 韓（二・完・2025）・前掲注（7）、176-180頁。

(39) 中井晶夫『ドイツ人とスイス人の戦争と平和—ミヒャエリスとニッポルト』（南窓社・1995）；B. Becker（Hg.）著、酒井府ほか編集『ゲオルク・ミヒャエリス—ドイツ帝国宰相と獨逸学協会学校』（獨協大学外国語学部ドイツ語学科（翻訳・発行）・2003）。

(40) 堅田剛「独逸学協会学校専修科—ある法律学校の歴史」（獨協法学 40・1995）49-52頁。

(41) 中井・前掲注（39）、114頁。

成した「試験規則案」<sup>(42)</sup>にも国際法が含まれていた。帰国後、ミヒャエリスはドイツの第6代宰相となった。

ニッポルト (O. Nippold, 1864-1938)<sup>(43)</sup> は、ベルン大学、ハレ大学、チュービンゲン大学を経て、イェーナ大学で法学博士号を取得した。ニッポルトは、ミヒャエリスの「後任」として3年間にわたって「主として国際法を講じた」とされる。帰国後、ニッポルトは専修科での国際法の講義録を発展させ、著作として刊行した。<sup>(44)</sup>序文には、彼が専修科で国際法を講じながら抱えていた問題意識が述べられている。ニッポルトは、帰国後、弁護士を開業するが、その後スイス国籍を取得し、ベルン大学の私講師となり、同大学で国際法を講じた。<sup>(45)</sup>ニッポルトは、国際法を主専攻とし、帰国後ヨーロッパの国際法学界でもその名が知られた、おそらく唯一の外国人講師ではないかと考えられる。

なお、慶應義塾大学部においては、米人のウィグモア (J. H. Wigmore, 1863-1943)<sup>(47)</sup> が国際法を講じていた。ウィグモアは1889年来日し、約3年間滞在した。ウィグモアが担当していた科目は、「法律科で英法律学、同じく理財科で国際公法および私法等であったが、当時の学生の思い出によると、さらに契約法、私犯法、損害賠償法、証拠法、衡平法、民事訴訟法、国際公法、羅馬法、法理学等、なにもかもひとりで」<sup>(48)</sup>受け持っていたという。

チゾン (A. Tison, 1857-1938)<sup>(49)</sup> も慶應義塾大学部で教えていた。チゾンは、ハーバード・ロー・スクールの卒業生であり、卒業後、ミシガンとニューヨークで弁護士を開業した。来日後、チゾンは主に東大と慶應義塾大学部で教えていた。東大で

(42) 獨協学園百年史編纂委員会編『獨協学園史 資料集成』(獨協学園・2000) 69-77頁。

(43) 中井・前掲注 (39): オトフリート・ニッポルト著、中井晶夫編訳『西欧化されない日本—スイス国際法学者が見た明治期日本』(えにし書房・2015)。

(44) 中井・前掲注 (39)、53-54頁。

(45) O. Nippold, *Der völkerrechtliche Vertrag, seine Stellung im Rechtssystem und seine Bedeutung für das internationale Recht* (Bern: Druck und Verlag von K. J. Wyss, 1894)。

(46) 中井・前掲注 (39)、54頁。

(47) 岩谷十郎「ウィグモアの法律学校—明治中期—アメリカ人法律家の試み」(法學研究 69-1・1996) 175-238頁; 高柳賢三「ジオン・H・ウィグモア先生の日本訪問」(同・前掲注 (13) 所収) 271-292頁。

(48) 大森正仁「板倉卓造の国際法観(明治期)」(近代日本研究 8・1991) 27-28頁。

(49) G. Babcock, "Alexander Tison, Lawyer, Dies at 80", *The New York Times*, July 17, 1938 (<https://www.nytimes.com/1938/07/17/archives/alexander-tison-lawyer-dies-at-80-retired-in-1936-after-he-had.html>) (最終検索: 2025-08-01)。

は英米法を講じており、慶應の法律科では英法律学を、理財科では、英商法・国際私法とともに、国際公法を教えた。帰国後、チソンは弁護士に復帰したが、1897-1898年にはコロンビア大学で講師として国際法を講じている。

最後の一人は、和仏法律学校のルヴォン（M. Revon, 1867-1947）<sup>(52)</sup>である。同学校の講師リストには、「戦時国際公法 仏国法律博士（仏国）ルヴォン」との記載がある。<sup>(53)</sup>ルヴォンは、スイス生まれのフランス人である。グルノーブル大学で法学博士号を取得し、ジュネーブ大学で民法を講じたあと、パリ控訴院検事局で勤めていた。来日のきっかけは、ボアソナードがルヴォンを彼の後任として日本政府に推薦したからである。ルヴォンは、東大（フランス法）で教えており、ボアソナードの後任として和仏法律学校の教頭にも就任した。

### （三）小結

近代日本における国際法の講義は、外国人講師によって始まった。前期の外国人講師は、東大では英米人が、明法寮・司法省法学校では仏人が重視された。東大の場合、グリグズビーとテリーの講義は確認されたが、最初の外国人講師がグリフィスなのか、フルベッキなのか、それとも別の「英人」なのかについては、さらなる精査が必要である。明法寮・司法省法学校の場合は、ブスケ、ボアソナード、アッペールによる国際法講義の存在はまだ確認されていないが、これについても今後さらなる検討が必要である。後期の外国人講師としては、明治法律学校のパテルノストロ、独逸学協会学校専修科のミヒャエリスとニッポルト、慶應義塾大学部のウィグモアとチゾン、そして和仏法律学校のルヴォンが挙げられる。全体的に見ると、外国人講師は主に米、英、仏、独、伊に限られており、各々自分の得意とする分野はあったものの、そのほとんどは、国際法以外の多数の科目も同時に講じていた。

(50) 『東京百年史』・前掲注（14）、50-51頁。

(51) 慶應義塾編『慶應義塾五十年史』（同・1907）463、468頁。

(52) Deutsches Institut für Japanstudien「ミシェル・ルヴォン文庫」（[https://tksoa.dijtokyo.org/?page=collection\\_detail.php&p\\_id=638&lang=ja](https://tksoa.dijtokyo.org/?page=collection_detail.php&p_id=638&lang=ja)）（最終検索：2025-08-02）；日仏交流150周年記念稀観書展示会「ルヴォンの主な日本関係著作」（<https://www.kufs.ac.jp/toshokan/france150/france58.htm>）（最終検索：2025-08-05）。

(53) 東京法友会編『九大法律学校大勢一覧 附 現行試験規則及問題集』（同・1898）154頁。

### 三、日本人講師

前期の最後の外国人講師であるテリーの講義を引き継いだのは、最初の日本人講師の栗塚省吾である。外国人講師から日本人講師への引き継ぎにはおよそ10年の歳月を要した。日本人講師については、彼らの経歴から、「留学派」、「外務省派」、「国内派」の三つのグループに分けて説明する。但し、本稿でいう「派」という用語は、何らの組織的な派閥や結束を意味するものではなく、各グループの特徴を簡潔に表現するために便宜上使用するものである。

#### (一) 留学派

本稿で取り上げる日本人講師は33名であるが、そのうち、留学派は18名である。また、留学派の内訳を見ると、フランスが7名、ドイツとベルギーが各々3名、アメリカとイギリスが各々2名、そしてオランダが1名である。

#### 1. フランス

フランスに留学したのは7名であり、他国への留学者数と比べ、圧倒的に大きい数である。留学先は、パリ大学が4名、パリ政治学院（シアンス・ポー）が1名、リヨン大学が1名であり、残り1名の大学は特定できなかった。何より、パリ大学への集中が目立つ。パリ大学で留学した4名を登録日の早い順番で並べると、黒川誠一郎、中村孟、栗塚省吾、熊野敏三である。<sup>(54)</sup>

まず、黒川誠一郎（生年不詳-1909）は、加賀藩の軍艦奉行と一緒に渡仏した。最初は私費であったが、後に藩（県）費留学生となった。黒川のパリ大学の登録は1873年3月12日であり、5年間の留学であった。帰国後、黒川は主に司法省関連機関で勤めながら、いくつかの学校で法学を教えた。黒川は、東大ではフランス法を教えていたが、和仏法律学校<sup>(58)</sup>と日本法律学校<sup>(59)</sup>では国際法を講じていた。講義録は出

(54) 大久保泰甫「明治初期、パリ大学法学部日本人学生の留学記録（一）—司法省法学校生徒を中心として」（東京大学史紀要 16・1998）1-19頁。

(55) 同上、8、11、17頁；今井一良「フランスの日本語学者ロニーと黒川誠一郎」（石川郷土史学会誌 12・1979）30-36頁。

(56) 大久保・前掲注（54）、8頁。

(57) 『東大百年史』・前掲注（14）、19頁。

(58) 明治大学広報課歴史編纂資料室「和仏法律学校〔入試広告〕」（同編『新聞集成 明治期五大法律学校関係史料集』（明治大学・2014）所収）33頁。

(59) 日本大学法学研究所編『日本大学法学部史稿』（日本大学法学会・1959）9頁。

版されていない。黒川は、その後も司法省・外務省を中心に活躍した。

中村孟<sup>(60)</sup>（1854-1942）は、医学研修（石川県県費）のため渡英したが、再び法律研修のため渡仏した。中村のパリ大学の登録日は、黒川より約 2 年遅い、1875 年 1 月 27 日である。最初は自費であったが、のちに海軍省の公費留学生として採用された。帰国後、中村は「海軍省七等出仕兼農商務省権少書記官」を務めた後、通信省に転じ、その傍ら、海軍兵学校で国際法を講じた。<sup>(61)</sup>問答形式となっているこの講義録は、外国人講師のケースも含め、日本において出版された最初の国際法の講義録ではないかと考えられる。その後、中村は在マニラ日本領事館と在仏国日本公使館で勤めた。<sup>(62)</sup>

次の栗塚と熊野は、二人とも明法寮の 1 期生である。司法省は、1 期生から 7 名を選んでフランスに留学させたが、その中にこの二人も含まれていた。

栗塚省吾<sup>(63)</sup>（1853-1920）は、国際法の最初の日本人講師として知られている。栗塚は、大学南校に入学したが、明法寮が設立されると、明法寮に転じた。パリ大学の登録日は、中村より約 10 カ月遅い、1875 年 11 月 5 日である。<sup>(64)</sup>栗塚はパリ大学で法学士を取得してから、パリ政治学院で学んだ。帰国後、栗塚は司法省を中心に活動した。先行研究は、栗塚が東大で国際法を講じたのは 1883 年と言っているが、『東大百年史』によれば、栗塚は 1882 年（9 月）からすでに仏訴訟法と国際法を担当している。<sup>(65)</sup>講義録は出版されていない。その後、栗塚は、司法省民事局長、大審院判事、弁護士、衆議院議員などを歴任した。

熊野敏三<sup>(66)</sup>（1855-1899）も、栗塚と同様、大学南校・明法寮を経てパリ大学に留学

(60) 田中隆二『幕末・明治期の日仏交流—中国地方・四国地方編（1）・（2）』（淡水社・1999）24-25、97、103 頁；村上一博「中村孟がパリ大学法学部に提出したリサンス論文（1）」（明治大学大学史紀要 31・2025）54-70 頁。

(61) 大久保・前掲注（54）、8 頁。

(62) 中村孟著、沼崎甚三記『万国公法問答』（海軍兵学校・1887）。

(63) 村上一博「パリ大学留学時代の栗塚省吾」（越前市立図書館・2016）1-12 頁（[http://lib-city-echizen.jp/archive/doc/kurizuka\\_paris.pdf](http://lib-city-echizen.jp/archive/doc/kurizuka_paris.pdf)）（最終検索：2025-08-11）；名古屋大学大学院法学研究科・『人事興信録』データベース（以下、「名大・人事興信録」）「栗塚省吾」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who1-1881>）（最終検索：2025-08-01）。

(64) 大久保・前掲注（54）、8 頁。

(65) 『東大百年史』・前掲注（14）、32-33 頁。栗塚はのちに和仏法律学校でも国際法を教えた。「和仏法律学校〔入試広告〕」・前掲注（58）、33 頁。

(66) 七戸克彦「現行民法典を創った人びと（6）主査委員 3：木下広次・熊野敏三、外伝 2：進化論」（法学セミナー 54-10・2009）65 頁；櫻田嘉章「熊野敏三による『国際法』及び『仏蘭西民

した。登録日も栗塚と同じである。<sup>(67)</sup>熊野は、一緒に登録した7名のうち最年少であり、法学博士号を取得した唯一の学生である。帰国後、熊野は司法省参事官と司法省法学校の教員を兼務しながら、様々な学校で法学通論・仏国民法などを教えた。熊野が国際法を講じたのは、東大、<sup>(68)</sup>明治法律学校、要塞砲兵幹部練習所<sup>(69)</sup>であり、講義録も残っている。また、1884年、司法省法学校の課程表に国際法が載せられていたが、上述の熊野の国際法講義を踏まえると、この講義も、アピールではなく、熊野が講じたと考えられる。しかし、熊野は体が弱く、そのせいで東大でも「熊野講師の国際法講義はわずか六回しか行われなかった」<sup>(70)</sup>ようである。熊野は、結局、46歳の若い歳で夭折した。

一方、神藤と本野は、パリ大学ではなく、パリ政治学院とリヨン大学で留学した。まず、神藤オ一<sup>(73)</sup> (1857-1934) は、陸軍士官学校出身で、朝鮮の甲申政変に出征した独特な経歴の持ち主である。フランス留学の際、最初は兵学(軍事学)を学んだが、後に法学に転じ、リヨン大学を卒業した。彼の肩書きが「仏国パリー政治大学法律博士」<sup>(74)</sup> (ママ) となっているので、博士号はリヨン大学ではなく、パリ政治学院で取得したようである。帰国後、神藤は東京高等商業学校(教授)など様々な学校で教えたが、国際法を講じたのは、<sup>(75)</sup>専修学校、<sup>(76)</sup>明治法律学校、<sup>(77)</sup>慶應義塾大学部である。そのうち、明治法律大学の講義録は出版されている<sup>(78)</sup>。その後、神藤は学校を離れ、

---

法前加巻講義」(甲南法務研究15・2019) 1-28頁。

(67) 大久保・前掲注(54)、8頁。

(68) 『東大百年史』・前掲注(14)、58、62頁。

(69) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史 第一巻 史料編I』(明治大学・1986) 179、182、184、191、194、195頁。

(70) 宮崎繁樹「明治大学と国際法」(明治大学社会科学研究所紀要 35-2・1997) 158頁。

(71) ①熊野敏三講述『国際法講義』(蒲生敏郎・1888)：②同述『国際法講義録』(要塞砲兵幹部練習所・1891)。また、熊野の明治法律学校の講義録の一部は、『明法雑誌』(19号・20号、1886)に連載されている。櫻田・前掲注(66)を参照。

(72) 『東大百年史』・前掲注(14)、59頁。

(73) 大森・前掲注(48)、30頁；名大・人事興信録「神藤オ一」(<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who4-12855>) (最終検索：2025-08-01)：「神藤オ一」(日外アソシエーツ編『政治家人名事典』(同・1990)所収) 270頁。

(74) 専修大学編『専修大学百年史 上巻』(専修大学出版局・1981) 749頁。

(75) 同上。

(76) 『明大百年史』・前掲注(69)、416、430、432頁。

(77) 『慶應五十年史』・前掲注(51)、465、470、473頁。

(78) 神藤オ一講述『国際公法講義 巻之一』(明治法律学校・1898)。また、神藤が東京政治学校

衆議院議員を 5 期も務めた。

本野一郎<sup>(79)</sup>（1862-1918）は、11歳で渡仏し 3 年間パリで学んだ、いわゆる「早期留学」のケースである。帰国後、本野は東京外語学校へ進学するが、紆余曲折を経て、リヨン大学に留学し、法学博士号を取得した。帰国後、本野は外務省で勤めながら、<sup>(80)</sup>東大、<sup>(81)</sup>海軍大学校、<sup>(82)</sup>学習院で国際法を講じたが、講義録は残っていない。また、後述の通り、明治法律学校で行われたパテルノストロの講義の最初の一部を通訳したのも本野である。その後、本野は外務省で才覚を発揮し、外務大臣までに昇進した。

最後の山口弘一<sup>(83)</sup>（1866-1945）は独逸学協会学校の卒業生であり、誰もが認める「ドイツ畑」の学者である。しかし、山口は、留学先として、ドイツではなく、パリを選んだ。それは、「従来の日本の国際私法」が「フランス法系」<sup>(84)</sup>であったからである。パリの研修先は特定できなかったが、留学中、山口はドイツにもよく足を運んだようである。帰国後、山口は東京高等商業学校の講師・教授として国際私法、親族相続法などを講じた。山口が国際公法を講じたのは和仏法律学校であり、講義録も残っている<sup>(85)</sup>。山口は学者として40年間も研究を続け、彼なりの独創的な国際私法学を樹立したと言われている。

## 2. ドイツ

18名の留学派のうち、ドイツで留学したのは 3 名である。そのうち、2 名（末岡精一、斯波淳太郎）はベルリン大学、1 名（吉田作弥）はボン大学に留学した。

まず、末岡精一<sup>(87)</sup>（1855-1894）は、東大文学部理財学（哲学科）を卒業し、文部省

---

で講じた「軍政學」と「戦時国際公法」の講義録も各々出版されている。

(79) 七戸克彦「現行民法典を創った人びと（11）査定委員 1・主査委員 8：土方寧・本野一郎」（法学セミナー 55-3・2010）70頁：名大・人事興信録「本野一郎」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who1-3160>）（最終検索：2025-08-01）。

(80) 『東大百年史』・前掲注（14）、68頁。

(81) 一又・前掲注（1）、68頁。

(82) 七戸・前掲注（79）、70頁。

(83) 東京商科大学一橋論叢編輯所「山口弘一先生追悼の辞」（一橋論叢 18-5/6・1947）315-316頁：加藤正治ほか「座談会 一橋法学の七十五年」（一橋論叢 24-4・1950）507-511頁。

(84) 加藤・同上、509頁。

(85) 『九大法律学校大勢一覧』・前掲注（53）、155頁。

(86) ①山口弘一口述『国際公法局外中立論講義』（和仏法律学校第 4 期講義録）（和仏法律学校・1896）：②同講述『国際公法（平時）』（和仏法律学校33年度第 3 部講義録）（和仏法律学校・1900）。

(87) 高見勝利「講座担任者から見た憲法学説の諸相：日本憲法学史序説」（北大法学論集 52-3・

特別留学生として渡独した。ベルリン大学（のちにウィーン大学）で国法学を中心に学び、帰国後、東大の教授となった。末岡は、日本の「最初の憲法学者」<sup>(88)</sup>とも言われる。末岡は東大<sup>(89)</sup>で国際法も講じ、その講義録の一部が残っている<sup>(90)</sup>。実物は未見であるが、同講義録の内容と試験問題が一又の著作に紹介されている。末岡の講義録は、上述の中村の講義録とともに、最も早い時期の国際法の講義録である。末岡は他学校でも積極的に教えたが、病気のため39歳でこの世を去った。

斯波淳六郎<sup>(92)</sup>（1861-1931）は、東大の卒業後、文部省留学生としてドイツに渡り、ベルリン大学で国法、行政法、国際法を学んだ。ハイデルベルク大学にも留学している。帰国後、斯波は東大の教授となったが、法制局参事官も兼ねた。斯波は東大<sup>(93)</sup>で、行政法とともに、国際法も講じているが、講義録は見当たらない。その後、斯波は、東大教授の兼職をやめ、内閣法制局専担となり、のちには恩給局審査官兼任、宗教局長などを歴任した。

一方、吉田作弥<sup>(94)</sup>（1859-1929）はボン大学に留学した。吉田は熊本洋学校、同志社英学校を経て、外務省洋語学所でドイツ語を学んだ。卒業後、外務省に就職し、ヨーロッパ各国で勤務した。その傍ら、吉田は勉強を続け、ボン大学を卒業し、法学博士号を取得する。帰国後、吉田は、東大、第三高等学校、同志社の講師（教師）などを歴任した。吉田は、東大<sup>(95)</sup>で講師として国際法を講じたが、講義録は残っていない。その後、吉田は外務省に戻り、オーストリア、オランダ、シヤムなどで勤務した。

2001）1-38頁：発展社編「故法学博士末岡精一」（井関九郎監修『大日本博士録 第壹巻』（発展社・1921）所収）14頁：日本大学「創立者 末岡精一の調査」（大学史ニュース11・2016）9-11頁。

(88) 高見・同上。

(89) 『東大五十年史』・前掲注（19）、1142頁。

(90) 末岡精一講述『国際公法第一』（筆写本・1887）。

(91) 一又・前掲注（1）、46-47頁。

(92) 七戸克彦「現行民法典を創った人びと（24）査定委員32・33：木下周一・斯波淳六郎、外伝20：内閣法制局」（法学セミナー 56・4・2011）76頁：名大・人事興信録「斯波淳六郎」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who 4 -12409>）（最終検索：2025-08-01）。

(93) 『東大百年史』・前掲注（14）、49頁。

(94) 上村直己「外交官・吉田作彌」（同『九州の日独文化交流人物誌』（熊本大学文学部地域科学科・2004）所収）44-46頁：名大・人事興信録「吉田作彌」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who 4 -4941>）（最終検索：2025-08-01）。

(95) 『東大百年史』・前掲注（14）、68、70頁。

### 3. ベルギー

ベルギーに留学したのは、秋月左都夫、櫻田助作、古谷久綱の3名である。秋月が留学した大学は特定できなかったが、櫻田はリエージュ大学、古谷はブリュッセル自由大学である。

まず、秋月左都夫（1858-1945）<sup>(96)</sup>は司法省法学校を卒業した。卒業後、留学先は不明なるも、外務省の官費で5年間ベルギーに留学した。留学中、秋月は大隈外相の条約改正方針に反対するために無断で帰国し、総理との面会を試みた逸話がある。この無断帰国による罷免説もあったが、紆余曲折を経て、ベルギーに帰学した。ベルギーの後、ドイツでも留学した。秋月は、東大で国際法を講じたことがあるが、講義録は残っていない。秋月は、主に欧州各国における日本公使・大使を務めたが、退職後は、読売新聞や京城日報の社長などを歴任した。

櫻田助作（1867-没年不詳）<sup>(98)</sup>は、専修学校を卒業後、ベルギーのブリュッセル市立大学（文科）及びリエージュ官立大学（法科・経済学）に留学した。帰国後の就職先は不明である。櫻田が国際法を講じたのは慶應義塾大学部<sup>(99)</sup>であるが、講義録は出版されていない。当時、櫻田のような私立法律学校出身（専修学校）の講師は、少なくとも国際法の場合、非常に珍しいケースであった。その後、櫻田は日本銀行の調査役となった。

古谷久綱（1874-1919）<sup>(100)</sup>は、同志社を卒業した後、国民新聞社に入った。その後、古谷はブリュッセル自由大学に論文を提出し、博士号を取得したが、現地の滞在期間は不明である。<sup>(101)</sup>古谷の講師書類には「ドクトル、エン、シャンス、ポリチック」となっているので、博士号は、法学ではなく、政治学であろう。一時期、東京高等商業学校の教授となるが、内閣総理伊藤博文の秘書官に転じ、伊藤とともに欧米各

(96) 黒木勇吉編『秋月左都夫—その生涯と文藻』（講談社・1972）：名大・人事興信録「秋月左都夫」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who4-10953>）（最終検索：2025-08-01）。

(97) 『東大百年史』・前掲注（14）、68、70頁。

(98) 大森・前掲注（48）、30頁：名大・人事興信録「櫻田助作」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who8-10286>）（最終検索：2025-08-01）。

(99) 『慶應五十年史』・前掲注（51）、465、472頁。

(100) 大森・前掲注（48）、30頁：国立公文書館「枢密院文書・枢密院高等官転履歴書 明治ノ二 件名：古谷久綱」（<https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/1764515>）（最終検索：2025-08-01）。

(101) 但し、枢密院の履歴書には、「キヤル大学」となっている。

国を巡視し、朝鮮にも渡った。古谷は、慶應義塾大学部で国際法を講じたことがあ  
るが、講義録は残っていない。古谷は、日韓併合後も朝鮮で長く勤務し、帰国後は  
衆議院議員に2回当選した。

#### 4. アメリカ

留学派のうち、アメリカに留学したのは、鳩山和夫と松方幸次郎の2名しかい  
ない。当時の日本に対する英米法の影響を考えると、意外と少ない数である。しか  
も、留学先の多様性もあまり見られず、二人ともエール大学で留学した。

まず、鳩山和夫(1856-1911)<sup>(103)</sup>は、大学南校に入学し、文部省留学生としてアメリ  
カに渡った。留学前に、鳩山は、「余は万国公法の蘊奥を極めざれば、死すとも再  
び故国に還らず<sup>(104)</sup>」と、国際法研究への強い決意を持っていた。鳩山は、コロンビア  
大学で法学士、エール大学で修士および法学博士学位を取得している。帰国後、鳩  
山は東大の講師となるが、卒業式演説が問題となり、免職された。その後、鳩山は、  
代言人(以下、「弁護士」)を経て、外務省に転じたが、東大の講師(後に教授)も  
兼任した。鳩山が講義した学校と科目は幅広いが(例えば、法理学、英吉利法律な  
ど)、国際法を講じたのは東大、専修学校、東京専門学校である。最初はウールジ  
ーの原著を教材として使っていたが、その後自分の講義録<sup>(105)</sup>を刊行している。その後、  
鳩山は東京専門学校長、衆議院議員、外務次官、早稲田大学校長などを歴任した。  
一又は、鳩山を、「黎明期の先覚者」<sup>(106)</sup>として位置付けている。

松方幸次郎(1866-1950)<sup>(107)</sup>は、松方正義の三男である。松方は、東京大学予備門、

(102) 『慶應五十年史』・前掲注(51)、466、473頁。

(103) 鳩山春子編『鳩山の一生』(大空社・1997):七戸克彦「現行民法典を創った人びと(8)主  
査委員5:鳩山和夫・菊池武夫、外伝4:日本最初の弁護士」(法学セミナー 54-12・2009)81  
頁:一又・前掲注(1)38-40頁。

(104) 鳩山・同上、22頁。

(105) 『東大五十年史』・前掲注(19)、1142-1143頁。

(106) 『専大百年史』・前掲注(74)、390、457、465、467、476、481、645頁。

(107) 次の注(108)を参照。

(108) ①鳩山和夫講述『万国公法 完』(東京専門学校法律科第3年級第6回講義録)(東京専門  
学校・1896):②同講述『戦時国際公法』(東京専門学校法律科第9回1年級講義録)(東京専門  
学校・1897):③同講述『国際公法』(大日本実業学会・出版年度不明)など。また、「科外講義」  
のための『万国公法』も刊行されているが、筆者は未見である。

(109) 一又・前掲注(1)、37-43頁。

(110) 神戸新聞社編『火輪の海—松方幸次郎とその時代(復刻版)』(神戸:神戸新聞総合出版セン

ラトガーズ大学を経て、エール大学に転学した。同大学で法学士、修士、博士号を取得した後、帰国後は首相である父の秘書官となった。松方は、東大で講師として国際法を講じたことがあるが、講義録は残っていない。<sup>(111)</sup>その後、松方は実業家・政治家の道を歩んだ。

## 5. イギリス

イギリス留学生も、アメリカと同様、意外と数が少なく、藤田隆三朗と清水市太郎の2名に過ぎない。

まず、藤田隆三朗<sup>(112)</sup>は、上述の本野と同様、早期留学のケースである。<sup>(113)</sup>藤田は、大阪で通訳官のW. G. アストンから英語を学び、彼と一緒に東京及びイギリスに渡った。帰国後、藤田は開成学校・東大を卒業し、司法省に入る。外務省に転じた時期もあつが、主に判事として務めると同時に、様々な学校で法学を教えた。そのうち、藤田が国際法を講じたのは英吉利法律学校（東京法学院・原書科）<sup>(114)</sup>と海軍大学校<sup>(115)</sup>であり、講義録も残っている。<sup>(116)</sup>藤田の講義録には、他の講義録とは違って、判例が附録として付けられていた。退官後、藤田は中京法律専門学校の初代校長などを歴任した。

清水市太郎<sup>(117)</sup>は、東大の卒業後、イギリスのミドル・テンブルに留学

---

ター・2007）：名大・人事興信録「松方幸次郎」（[https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who\\_4\\_8995](https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who_4_8995)）（最終検索：2025-08-01）。

(111) 『東大五十年史』・前掲注（19）、1145頁。

(112) 中央大学史料委員会専門委員会監修ほか「藤田隆三朗」（同編『タイムトラベル中大125：1885→2010（第2版）』（中央大学・2011）所収）22-23頁；角田茂「藤田隆三朗の留学をめぐる」（中央大学史紀要15-15・2010）91-109頁。

(113) 本野とは違って、藤田はイギリスでは法学を学んでいない。しかし、この留学経験が、藤田の経歴に決定的な影響を及ぼしたと評価できるため、彼を留学派に分類した。

(114) 中央大学百年史編集委員会専門委員会編『中央大学百年史 資料編』（中央大学・2005）981頁；『九大法律学校大勢一覧』・前掲注（53）、144頁。

(115) 一又・前掲注（1）、68頁。

(116) ①藤田隆三朗講述『万国公法講義・万国公法判決例』（水交社・1890）（未見）；②同篇述『万国公法 附 判決例』（岡島實文館・1891）；③同『海上万国公法 全』（博文館・1894）；④同編述『万国公法 附 判決例（再版）』（岡島書店・1895）；⑤同編述『国際公法』（岡島書店・1901）。

(117) 井上琢智「幕末・明治・大正期イギリス日本人留学生資料（2）」（経済学論究 57-1・2003）103頁；名大・『法律新聞』データベース「弁護士清水市太郎氏」（[https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/%E6%B3%95%E5%BE%8B%E6%96%B0%E8%81%9E/papers/pin-45\\_13\\_12](https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/%E6%B3%95%E5%BE%8B%E6%96%B0%E8%81%9E/papers/pin-45_13_12)）（最終検索：

した。帰国後、清水は判事試補、海軍大学校教官、東大講師を歴任している。清水は、海軍大学校と東大では国際法を講じていたが、いずれも講義録は残っていない。<sup>(118)</sup><sup>(119)</sup>清水は、日清戦争の際には捕獲審検所評定官を務めながら、法制局参事官も兼ねた。退官後、清水は弁護士を開業したが、その後衆議院議員に6回も当選する。

## 6. オランダ

留学派の最後の一人は、オランダで留学した西周（1829-1897）である。西はオランダから帰国して『万国公法』を執筆しているが、教員として「万国公法」を教えたことはないようである。しかし、尾佐竹は、西が仏原著から翻訳した『万国公法手録』を挙げながら、「訳の分は、陸軍大学（？）に講義したものらしい。」と述べている。<sup>(120)</sup>当時、軍事畑の官僚として勤めていた西が、陸軍大学校で国際法（戦時法）を講じた可能性は十分あると筆者も考えている。但し、確実な直接証拠がないので、今後さらなる調査が必要である。

### （二）外務省派

外務省派とは、欧米で法学を学んだ経験はないものの、外交官の傍、国際法を講じていたグループである。外務省派は5名しかいない。しかし、上述の留学派のうち、フランス留学の黒川・中村・本野、ドイツ留学の吉田、ベルギー留学の秋月、アメリカ留学の鳩山、イギリス留学の藤田の7名は、外務省で勤めたことがある。もしこの7名を外務省派に追加すると、外務省派の数は12名まで伸びる。以下では、留学派とは重ならない5名（三崎亀之助、加藤高明、秋山雅之助、安達峰一郎、倉知鉄吉）を生年の順番で紹介する。

まず、三崎亀之助<sup>(121)</sup>（1858-1906）は、大阪英語学校を経て、開成学校・東大を卒業した。卒業後、三崎は明治日報の記者となるが、その後、アメリカなどで外交官として勤めた。三崎が国際法を講じたのは主に英吉利法律学校（東京法学院）であり、<sup>(122)</sup>

2025-08-15)。

(118) 一又・前掲注（1）、68頁：山口昌也「日本海軍における海軍大学校の教育改革とその成果の継続—『軍政学』の観点から」（安全保障戦略研究4-1・2023）136頁。

(119) 『東大五十年史』・前掲注（19）、1149、1153頁。

(120) 尾佐竹猛『近世日本の国際観念の発達』（共立社・1932）48頁。

(121) 韓（2024）・前掲注（7）、280-281頁。

講義録も多数残っている。<sup>(123)</sup> 外交官としての勤務は長くないが、彼の初期の国際法講義が外務省在職中に行われたので、外務省派に分類した。しかし、その後、三崎は大隈外相の外交政策に反対して外務省を辞職し、記者、弁護士、衆議院議員、銀行副頭取など幅広い分野で活躍した。

加藤高明<sup>(124)</sup>（1860-1926）は、名古屋洋学校、東京外国語学校を経て、東大を首席で卒業した。卒業後、加藤は三菱に入社するが、その後大蔵省、そして外務省に転じた。加藤が国際法を講じたのは日本法律学校であるが、講義録は残っていない。<sup>(125)</sup> 加藤は4回にわたって外務大臣を歴任した後、衆議院議員を経て、最終的には第24代内閣総理大臣となった。

秋山雅之助（介）<sup>(126)</sup>（1866-1937）は、東大（英法科）を卒業した。在学中、鳩山の国際法講義を聞いたという。卒業後、秋山は外務省に入って在英・在露日本公使館で勤務したが、病により辞職した。それ故、秋山は国際法の研究に専念し、法学博士号を取得する。秋山は、国際法の実力が認められ、日露戦争の直前に陸軍省参事官（国際法顧問）に任命されると同時に、法制局参事官も兼務した。秋山が国際法を講じたのは、明治法律学校<sup>(127)</sup>、和仏法律学校<sup>(128)</sup>、東京専門学校<sup>(129)</sup>であるが、東大でも<sup>(130)</sup>外交官受験準備班を指導していた。その一部の講義録が出版されているが、秋山は、他の講師とは違って、体系書も執筆している。<sup>(131)</sup> その後、秋山は、朝鮮総督府参事官、

(122) 『九大法律学校大勢一覧』・前掲注（53）、145頁。

(123) 韓（2024）・前掲注（7）、281頁。

(124) 近代日本人の肖像「加藤高明」（<https://www.ndl.go.jp/portrait/datas/54/>）（最終検索日：2025-06-13）：名大・人事興信録「加藤高明」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who4-3882>）（最終検索：2025-08-01）。

(125) 『日大法学部史稿』・前掲注（59）、9頁。

(126) 秋山雅之介伝記編纂会編『秋山雅之介伝』（同・1941）：名大・人事興信録「秋山雅之介」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who8-536>）（最終検索：2025-08-01）：一又・前掲注（1）、34頁。

(127) 『明大百年史』・前掲注（69）、419、421、435、437頁。

(128) 法政大編『私立法政大学一覧』（同・1907）49頁。

(129) 注（131）の①を参照。

(130) 秋山雅之介伝記編纂会編・前掲注（126）、86頁。

(131) ①秋山雅之助講義『国際公法 完』（東京専門学校・1893）：②同講述『国際公法講義（平時）』（明治法律学校33年度3学年講義録）（講法会・1900）：③秋山雅之介君講述『戦時国際法 完』（明治大学出版部・1910）。

(132) ①秋山雅之介『国際公法』（和仏法律学校・1902）：②同『国際公法 戦時』（和仏法律学校・1903）。

法政大学の学長などを歴任した。

安達峰一郎 (1869-1934)<sup>(133)</sup> は、東大を卒業し外務省に入った。安達は学生のときからすでに国際法を勉強していた。上述の通り、安達は、在学中、明治法律学校（講法会）<sup>(134)</sup>におけるパテルノストロの講義を通訳している。安達は、外務省に入ってから国際法の研究を続け、東京高等商業学校では「専攻部講師として外交史を講義し、領事科学生に国際公法を研究指導」<sup>(135)</sup>している。その後、安達は法学博士号（国際法）を取得し、万国国際法学会の正会員にもなった。周知の通り、安達はのちに常設国際司法裁判所の判事・同裁判所長に選任された。

倉知鉄吉 (1871-1944)<sup>(136)</sup> は、東大（英法科）を卒業し内務属となったが、外務省に転じ在独日本公使館などで勤務した。倉知が国際法を講じたのは日本法律学校であり、その講義録も残っている。<sup>(137)</sup>その後、倉知は外務省政務局長、外務次官まで昇進し、退官後は、貴族院勅選議員などを歴任した。倉知は、日韓合併の際に、秋山と共に、各々「倉知案」と「秋山案」を企画したことで、韓国ではよく知られている。<sup>(138)</sup>

### (三) 国内派

国内派とは、欧米諸国の留学や滞在経験があまりなく、外交官としての経験もないグループであり、主に国内で法律を勉強し法律関係の仕事をしていた人々である。半年から1年程度の比較的に短期間の海外視察や研修をした人は、国内派として分類した。国内派は10名であり、その内訳は政府官僚が1名、教員が2名、判事・検事・弁護士が7名である。

(133) 横田喜三郎「安達峰一郎」(国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』(三省堂・2005)所収) 7頁；一又・前掲注(1)、51-58頁；柳原正治・篠原初枝編『安達峰一郎—日本の外交官から世界の裁判官へ』(東京大学出版会・2017)。

(134) 明治大学法学部八十五年史編纂委員会編『明治法律学校における法学と法学教育』(法律論叢別冊・1966)附録25頁。また、韓・前掲注(38)を参照。

(135) 柳原正治「安達峰一郎の生涯」(柳原・篠原編・前掲注(133)所収)11頁。

(136) 倉知鉄吉「倉知氏略歴」(同述『韓国併合ノ経緯』(外務省調査部第四課・1939)所収)頁表記無し；名大・人事興信録「倉知鉄吉」(<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who-1904>) (最終検索：2025-08-01)。

(137) 『九大法律学校大勢一覧』・前掲注(53)、153頁。

(138) 倉知鉄吉講述『国際公法 完』(日本法律学校第4期講義録)(日本法律学校・1899)。

(139) ハン・ソンミン「日本政府の『韓国併合』実行計画樹立過程—「倉知案」と『秋山案』の比較を中心に」(日本歴史研究 47・2018、韓国語) 595-609頁。

## 1. 政府官僚

まず、国内派のうち、本業が政府官僚と言える唯一の者は合川正道<sup>(140)</sup>（1859-1894）である。合川は、東京開成学校・東大を卒業後、元老院や法制局で勤めた。一時期弁護士となったが、すぐ文部省に復帰した。合川は、教育研究にも熱心で、没するまで20冊を超える著作を刊行している。合川は主に憲法、契約法、政治学などを講義した。特に、合川は、高田早苗とともに、「初期の法律学校で憲法を講じた在野の巨人」<sup>(141)</sup>とも言われる。合川が国際法を講じたのは専修学校<sup>(142)</sup>であったが、講義録は残していない。専修学校は「日本最初の私立法律学校」<sup>(143)</sup>なので、同学校における合川の国際法の講義（1880）も、私立法律学校の中では最も早いものだったのではないかと考えられる。合川は、35歳の若さで亡くなった。

## 2. 教員

国内派のうち、教員を本業としていた講師は、三宅恒徳と前田盛江の2名である。2名とも東京専門学校で国際法を教えたが、かなり短期間で学校から離れた。

まず、三宅恒徳（生没年不明）<sup>(144)</sup>は、東大卒業後、石川県会補欠議員に当選したことはあるが、基本的には東大（翻訳）、司法省（翻訳）、石川県専門学校（教授）、私立弘猷館など、学術関係の仕事をしていた。特に、1885年9月より1890年11月まで、東京専門学校に在任していたが、この時期に、他の科目（代理法、契約法、保険法、商船法など）とともに、国際法も講じていた。三宅がイギリスのホール（W. E. Hall）の著作を翻訳した『浩氏国際法』は、講義の教材として使われたと考えられる。その後、三宅は逓信省や陸軍省で働いたが、のちに台湾に渡り、そこで瘴毒により歿した。

前田盛江（1868-1894）<sup>(146)</sup>は、中村進午の実兄であるが、夭折したのでほとんど情報

(140) 高見・前掲注（87）、8-9頁：中央大学史料委員会専門委員会監修ほか「合川正道 日本憲法学の創始者」（同編『タイムトラベル中大 125：1885→2010（第2版）』（中央大学・2011）所収）30-31頁。

(141) 高見・前掲注（87）、8-9頁。

(142) 『専大百年史』・前掲注（74）、178頁。

(143) 同上、166-168頁。

(144) 早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史 別巻Ⅰ』（早稲田大学・1990）268頁。

(145) 同上、266頁。

(146) 早稲田大学創立五十周年記念法科回顧座談会「法科回顧録」（早稲田法学 13・1933）14-15頁。

が残っていない。中村の回想によれば、前田は東大を卒業し、すぐ東京専門<sup>(147)</sup>学校で国際法の講義を始めた。この講義は、前任の鳩山の講義を前田が引き受けたものである。この講義のために、前田は山中淳貫という人と一緒にイギリスのレヴィ（L. Levi）の著作を訳していたが、腸チブスにかかって忽ち逝去した。それ故、一年下の中村が東大を卒業した後、この前田の国際法講義を引き継いだ。

### 3. 判事・検事・弁護士

国内派の10名のうち、最も多い7名（岡山兼吉、山田喜之助、高橋捨六、榊原幾久若、福田謹一、柿崎欽吾、古賀廉造）が判事・検事・弁護士であった。

まず、岡山兼吉（1854-1894）<sup>(148)</sup>は、東京開成学校・東大を卒業後、法律事務所を開業した。しかし、岡山は教育家としての顔も持っていて、東京専門学校や英吉利法律学校の開校にも深く関わっている。岡山は主に刑法、治罪法を講義した。岡山が国際法を講じたのは、英吉利法律学校の「原書科」<sup>(149)</sup>であった。原書科では、欧米の原書を教材として使っていたが、岡山が使ったのは「ウルシー氏国際公法」であった。岡山は生涯弁護士の道を歩んでおり、彼が亡くなるまでに担当した訴訟件数は実に2,300件余りに上ると言われている。

山田喜之助（1859-1913）<sup>(150)</sup>も、岡山と同様、東京開成学校・東大を卒業し、弁護士として働きながら、東京専門学校・英吉利法律学校の設立に参加した。その後、山田は司法省を中心に検事や判事を歴任したが、法典論争の際に辞任し、弁護士に復帰した。その傍、山田は英吉利法律学校や海軍主計学校教授も兼任した。山田は私犯法、人産法、契約法、代理法、親族法など様々な科目を教えた。山田が国際法を講じたのは東京専門学校と東京法学院であり、後者の講義録が残っている。山田は、<sup>(151)</sup><sup>(152)</sup>

(147) 同上。

(148) 中央大学史料委員会専門委員会監修ほか「岡山兼吉」（同編『タイムトラベル中大 125：1885→2010（第2版）』（中央大学・2011）所収）18-19頁。

(149) 『中大百年史』・前掲注（114）、132-133頁。

(150) 七戸克彦「現行民法典を創った人びと（19）査定委員20・21・22：島田三郎・山田喜之助・高田早苗、外伝15：五大法律学校（その5）早稲田大学」（法学セミナー 55-11・2010）65頁：同「山田喜之助・正三・作之助・弘之助—神戸学院大学・山田作之助関係資料に寄せて」（神戸学院法学46-2・2016）87-185頁。

(151) 早稲田大学百五十年史編纂委員会編『早稲田大学百五十年史 第一巻』（早稲田大学・2022）103頁。

その後、衆議院議員や司法次官などを歴任した。

高橋捨六<sup>(153)</sup>（1862-1918）は東大を卒業し大蔵省に入ったが、すぐ辞職して弁護士となった。高橋は、英吉利法律学校の創設にも尽力し、後には専修学校の校主となった。高橋は、様々な学校で法学通論、法理学、英国憲法、英国刑法、英国訴訟法、人産法、親族法などの科目を教えた。高橋が国際法を講じたのは英吉利法律学校<sup>(154)</sup>であるが、講義録は残していない。その後、高橋は主に銀行関連の仕事をしたようである。

榊原幾久若<sup>(155)</sup>（1863-1936）は東大を卒業し、東京地方裁判所、東京控訴院の判事などを歴任した。榊原は主に民法、私犯法、不動産法を講義した。榊原が国際法を講じたのは慶應義塾大学部<sup>(156)</sup>であったが、講義録は残っていない。その後、榊原は、宇都宮地方裁判所長、東京控訴院部長を経て、大審院判事となった。

福田謹一<sup>(157)</sup>（生没年不詳）は東大を卒業した後、広島始審裁判所の判事試補、広島控訴院の判事を務めた。福田が国際法を講じたのは明治法律学校<sup>(158)</sup>である。福田は政治学講習会から『日本政治学』と『国際公法』<sup>(159)</sup>を刊行しているが、おそらく後者が明治法律学校の講義録ではないかと考えられる。その後の活動については不明である。

柿崎欽吾<sup>(160)</sup>（1863-1924）は、東大（英法科）を卒業し、大阪始審裁判所判事補となった。その傍ら、柿崎は関西法律学校<sup>(161)</sup>の講師となり、同学校で国際法を講じたが、講義録は残っていない。また、柿崎は民法、商法、戸籍法などの著作（いずれも共著）

(152) ①山田喜之助講義『国際公法』（東京法学院・1889）；②同講述『国際公法』（北岡保定・1890）。

(153) 『早大百年史』・前掲注（144）、266-267頁；名大・人事興信録「高橋捨六」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who/4-5549>）（最終検索：2025-07-31）。

(154) 『中大百年史』・前掲注（114）、97-98頁。

(155) 大森・前掲注（48）、30頁；名大・人事興信録「榊原幾久若」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who/4-11476>）（最終検索：2025-07-31）。

(156) 『慶應五十年史』・前掲注（51）、464頁。

(157) 東京大学編『東京大学卒業生氏名録』（東京大学・1950）2頁；内閣官報局編『職員録（甲）』（同・1889）253頁；『官報 第五一六号』（1901）426頁。

(158) 宮崎・前掲注（70）、159-160頁。

(159) 法学士福田謹一先生講述『国際公法 全』（政治学講習会・出版年度不明）。

(160) 関西大学「柿崎 欽吾（1863～1924）」（[https://www.kansai-u.ac.jp/nenshi/people/detail.php?cd=26&TB\\_iframe=true&width=550&height=310](https://www.kansai-u.ac.jp/nenshi/people/detail.php?cd=26&TB_iframe=true&width=550&height=310)）（最終検索：2025-07-31）；名大・人事興信録「柿崎 欽吾」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who/4-4564>）（最終検索：2025-07-31）。

(161) 関西大学編『関西大学創立五十年史』（同・1936）31-32頁。

を刊行している。退官後、柿崎は大阪の弁護士として活動しながら、大阪府・大阪市の議員として活躍した。

最後に、古賀廉造<sup>(162)</sup>（1858-1942）は、司法省法学校を卒業し、検事・判事となった。古賀は、検事に昇進した後、フランス・ドイツで1年間「視察、勉学」<sup>(163)</sup>する機会を得た。古賀は刑法学者としてもよく知られ、様々な学校で刑法を講じ、講義録も多数残している。古賀が国際法を講じたのは東京法学校（和仏法律学校）<sup>(164)</sup>と慶應義塾大学部<sup>(165)</sup>であるが、講義録は見当たらない。その後、古賀は内務省警保局局长、貴族院議員、拓殖局长官などを歴任した。

#### （四）小結

1880年代に入ってようやく日本人講師が登場し、外国人講師（前期）の講義を引き継いだ。1882年9月から講義を始めた栗塚は、最初の日本人講師である。その後、日本人講師の数は急速に増え続けた。日本人講師（33名）は、留学派、外務省派、国内派の3つに分けられる。留学派（18名）は、英米より、フランス・ドイツが多く、意外とベルギーも一つの重要な留学先であった。留学派の経歴を見ると、統計自体が難しいほど本業が頻繁に変わるが、最終的には政府高官や衆議院議員が比較的多い。外務省派は5名であるが、もし留学派として数えられた7名の外交官を外務省派に入れると、外務省派の数は12名まで増える。外務省派の講義は、他のグループとは違って、国際法に集中する傾向があった。国内派（10名）の本業は政府官僚、教員、判事・検事・弁護士に分けられるが、特に判事・弁護士が圧倒的に多かった。全体的に見ると、日本人講師は東大出身が圧倒的に多く、私立法律学校や軍の教育機関出身は非常に限られていた。また、彼らが講じた科目はかなり幅広く、彼らの本業も相当に多様であった。

#### 四、おわりに

本稿では、19世紀日本の各教育機関で国際法を講じた46名の講師陣について調べ

---

(162) 奥津成子『私の祖父古賀廉造の生涯―葬られた大正の重鎮の素顔』（慧文社・2011）：鶴崎鸞城『奇物凡物』（隆文館図書株式会社・1915）129-136頁。

(163) 奥津・同上、42頁。

(164) 法政大学百年史編纂委員会編『法政大学百年史』（法政大学・1980）100頁。

(165) 『慶應五十年史』・前掲注（51）、464頁。

た。46名のうち、外国人講師は13名、日本人講師は33名である。また、国際法講義の確認が取れた講師は40名（外国人講師8名、日本人講師32名）であるが、ミヒャエリスとニッポルトについては間接証拠が確認されたに留まっており、直接証拠の確保が必要である。また、確認がまだ取れていない6名（グリフィス、フルベッキ、ブスケ、ボアソナード、アップール、西周）についても今後さらなる精査が必要である。

横田は、東大の初期の講師陣について以下のように述べていた。

「これらはいづれも講師として国際法を講義したもので、これを専門的に研究して講義したといふのではなく、他の講義をかね、又は他の職業（多くは外交官）のかたはら講義したにすぎない。その期間も長くて二年、短いのは数ヶ月にとどまった。<sup>(166)</sup>」

この横田の指摘は、他の教育機関にも大体当てはまる。しかし、本稿で検討した講師陣の講義科目と経歴を見ると、横田の説明よりはるかに幅広くかつ多様であった。

講師陣は、外国人講師であれ日本人講師であれ、各々得意な分野はあったとしても、一部の外務省の講師を除いては、様々な科目を教えたジェネラリストであった。その反面、その後登場する専攻国際法学者は、国際法のスペシャリストと言える。講師陣による講義は1870年代初期に始まっており、専攻国際法学者が教授・教官として「揃って」活動するのは1900年頃である。従って、国際法講義の担当者がジェネラリストからスペシャリストに変わるには、約30年かかったことになる。この約30年間、日本の国際法教育を支えたのが、本稿で取り上げた講師陣である。

外国人講師、日本人講師、そしてその後の専攻国際法学者は、各々異なる役割を果たしながらも、一連のメカニズムとして作動していた。そのうちの一つが欠けたとしても、近代日本の国際法教育は決してスムーズに進むことはできなかったものと考えられる。

まず、外国人講師は、国際法を講じることができる日本人がほほいない状況の中で、洋書と洋語を使いながら、国際法の講義を始めた。1870年代の約10年間、各所

(166) 横田・前掲注（1）、237頁。

で日本人講師が育つまで、この外国人講師が国際法の教育を支えていたのである。

それに続く日本人講師は、外国人講師ができなかった非常に重要な役割を果たした。それは、「日本語」による講義である。国際法の日本語の用語が欠けていた初期には、日本人講師すら洋書と洋語で講じるしかなかった。しかし、試行錯誤を重ねながら、彼らの講義は徐々に進化を遂げ、ついに日本語による講義、日本語による講義録・著書の刊行が可能となった。日本人講師は、1880年代から1890年代の約20年間、スペシャリストの専攻国際法学者の登場を待ちながら、国際法の教育を必死で支えてくれたのである。

そして19世紀末頃、専攻国際法学者が現れた。彼らは、それまでの（外国人・日本人）講師陣から、ほぼ全ての国際法講義を引き受けることになる。それによって、外国人講師は帰国し、日本人講師は本業に戻り、専攻国際法学者は、国際法のスペシャリストとして、国際法の専門的な教育研究に取り組むのである。では、外国人・日本人の講師陣からバトンを受け取った専攻国際法学者は、国際法の教育研究を如何に進めたのであろうか。この問題については今後の課題としたい。